

忠岡町有価物集団回収助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に助成金の交付を行い、もってごみの減量化、資源再利用、環境美化及び廃棄物処理行政に対する住民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、忠岡町内の自治会、子供会、少年団、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 年間を通じて6回以上、有価物集団回収を行う団体であること。
- (2) あらかじめ町長の登録を受けていること。

(実施団体等の登録及び変更)

第3条 前条第2号の町長の登録を受けようとする者は、有価物集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、代表者等の登録事項に変更が生じたときは、氏名等変更届出書(様式第2号)により速やかに町長に届け出なければならない。

(対象品目)

第4条 助成金の交付対象となる品目は、次のとおりとする。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌
- (3) ダンボール
- (4) 牛乳パック
- (5) 古布類

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、回収した有価物1キログラムにつき4円とする。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする登録団体の代表者(以下「交付申請者」という。)は、有価物集団回収助成金交付申請書(様式第3号)に町指定取引伝票(様式第4号)を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合はその内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付申請者に有価物集団回収助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

- 3 前項の通知を受けた交付申請者は、有価物集団回収助成金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
- 4 第1項の申請書及び第3項の請求書の提出時期は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 交付申請時期 |
|-----------------|--------|
| 前期分（3月～8月回収分） | 9月 |
| 後期分（9月～翌年2月回収分） | 翌年3月 |

- 5 前期分に限り、やむを得ない事情により第4項に定める提出時期までに町指定取引伝票（様式第4号）を提出できない月がある場合は、該当月分について、同会計年度後期分に繰り入れて申請及び請求することができるものとする。

（返 還）

第7条 虚偽その他不正の行為により助成金を受けた者があったときは、交付申請者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（細 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。